最終更新日：2020年6月26日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長　渡邊　壽信
問合せ先：03-6447-5799
証券コード：7173
https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、東京圏の地域金融機関である株式会社きらぼし銀行及びグループ会社を傘下に擁する持株会社です。当社は、以下の経営理念や経営方針を制定し、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。また、経営理念や当社グループの目指す姿の具現化に向けて、以下の通り、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。

○経営理念
首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。

○経営方針
・きらりと光る銀行　：　独自性のある金融サービスの提供により、地元地銀として永続的に存在する
・チャレンジする銀行　：　お客さまや地域経済の発展に貢献するために、東京圏の特色を活かして挑戦し続ける
・思いをつなぐ銀行　：　お客さま、地域、職員の「思い」を大切にして、常に信頼され必要とされる存在になる

○ビジョン（目指すべき姿）
　首都圏においてお客さまから真に愛される地域Ｎｏ．１の都市型地銀グループ

当社では、2018年3月に中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」を策定し、経営理念、経営方針をもとに、「対話力」を高めお客さまを深く理解することで課題を共有し、課題解決に向けた提案を行い、お客さまからの信頼を得て最初にご相談いただける銀行を目指すことを掲げております。このため、当社グループでは、社員一人ひとりが積極果断に考動出来るよう従来以上に人材育成に努め、お客さまとの「対話力」を高め、グループ一丸となってお客さまの心に残るサービスを提供してまいります。

○コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
・当社の取締役会は、各種法令、取締役会規程などに従い経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、経営会議や取締役に委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制の整備に努めます。
・独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制の確保に努めます。また、そのための機関設計として、当社は監査役会設置会社を採用するとともに、社外取締役が半数以上を構成する任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選任や報酬の決定に際しての客観性や透明性の確保に努めます。
・業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めます。
・グループ各社の業務の健全かつ適切な運用を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体としての各種リスクの的確な管理に努めます。
・地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めます。
・株主が権利を適切に行使することができる環境の整備など、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、ステークホルダーの皆さまとともに持続的に成長するために、当社の実態を正確にご理解いただけるよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めます。
・CSRに対する基本的な考え方として、「地域経済への貢献」「地域社会への貢献」「環境問題への取組み」の3つを行動指針として定め、CSR経営を実践し、持続可能な地域社会の形成に貢献します。また、国際連合が提唱するＳＤＧｓの達成に貢献するため、「東京きらぼしフィナンシャルグループSDGs宣言」を策定し、「環境保全」「地域社会への貢献」「お客さまとの共通価値の創造」「職員の働き方改革と、ダイバーシティの推進」「株主・投資家との対話」を主要テーマとし、役職員一人ひとりがSDGsを理解し、行動することで、SDGsが目指す持続可能な社会への実現に向けて貢献してまいります。

当社グループは株式会社きらぼし銀行を中心に、地域のお客さまとの対話を軸とした“金融にも強い総合サービス業”を目指すことにより、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2018年6月1日に改定されたコードの各原則に基づき、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1－1－1】
株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、取締役会等で原因分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討いたします。

【原則1－3】
当社は、地域金融機関の持株会社として子銀行による円滑な資金供給機能を果たすために十分な自己資本の水準を確保するとともに、収益力の向上と経営の効率化を通じて資本効率の向上に努めていくことを、資本政策の基本方針としております。

また、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施してまいります。

【原則1－4】
1.政策保有株式に関する基本方針
(1) 政策保有株式に関する基本的な考え方
当社グループは、取引先との間の取引関係の維持･強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等を保有しません。
個別の政策保有株式については、保有目的の適切性や保有に係る経済合理性、取引先との総合的な関係の維持･強化の観点から、年に1回以上取締役会において保有効果等を精査･検証します。
当社グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響等各種考慮すべき事情に配慮した上で原則売却します。
(2) 保有意義･経済合理性の点検
政策保有株式については、採算性基準に基づき、下記指標により政策保有株式の保有に伴う便益･リスクと資本コストとの関係を定期的に精査･検証いたします。
【採算性指標】 信用コスト控除後収益÷株式簿価
採算性基準が未充足となった取引先の株式については、取引先との総合的な関係の維持･強化の観点を踏まえ、保有の必要性があるものは採算性向上･改善に向けた交渉を行い、保有の必要性が認められないものは売却交渉を行います。
(3) 政策保有株主から自社株式の売却意向が示された場合の対応方針
政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより売却等を妨げることはいたしません。

2．議決権行使に関する基本方針
(1) 議決権行使に関する基本的な考え方
当社グループは、議決権行使に際しては定量的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、長期的な企業価値向上や、持続的成長を促す観点から総合的な判断を行います。
(2) 議決権行使の基準
当社グループは、議決権行使にあたっては、投資先企業におけるコーポレート･ガバナンスの整備状況及びコンプライアンス体制等に着目し、業績、株主還元の状況等を勘案の上、議案への賛否を判断します。また、企業価値向上の観点から慎重な検討が必要と判断される以下のような議案については、その理由や、目的等を十分に調査し、必要に応じて当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

･合併、買収、重要な事業の譲渡･譲受等の組織再編
･買収防衛策
･有利発行による第三者割当増資
･債務超過等、業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈　等

議決権行使にあたり利益相反のおそれがある場合は、当社グループの利益相反管理方針に従い、適切な対応を行います。

【原則1－7】
当社グループは、以下のとおり、「関連当事者間取引管理に関する基本方針」を定め、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、適切に管理しております。
（目的）
本方針は、当社が当社役員、グループ会社（連結子会社･持分法適用会社）、主要株主等との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保することを目的とします。
（関連当事者間取引の対象となる取引）
本方針において「関連当事者間取引」とは、当社と関連当事者（当社役員、グループ会社（連結子会社･持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者）との取引を指します。
（基本姿勢）
当社は関連当事者間の取引に関して、グループ各社または株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした恐れが生じないよう法令等に従い、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定め、取締役会等は当該手続を踏まえて当該取引の実施状況等を適切に監視します。
（態勢整備）
･ 当社は関連当事者間の取引に係る情報を適切に把握･管理し、取引の重要性やその性質に応じて、取締役会等において取引の合理性および条件の妥当性等を検討･確認し、必要に応じて取締役会等において承認する体制を整備します。
･ 関連当事者間取引が、グループ各社または株主共同の利益を害するまたは恐れがあると認められる場合は、取締役会等は当該取引部署に対し必要な措置を講じます。

【原則2－6】
当社およびきらぼし銀行は企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、きらぼし銀行企業年金基金（以下、基金）の事務局等に適切な能力･知見を有する者を選任するとともに、基金の最高意思決定機関である代議員会の選定代議員に、市場運用･人事･経営企画等の経験や知見のある役職員をバランス良く選任することで、専門性および受給者保護の観点から年金資産の運用を確認し、受給者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理するとともに、基金の運用状況等について定期的に当社取締役会等へ報告する体制としております。
また、基金においては、常務理事等の事務局職員に対し信託銀行等の外部機関が主催するセミナーへの参加などの研修を定期的に実施するとともに、運用委託機関等に対し、スチュワードシップ活動を含め、定期的、かつ、適切にモニタリングを行う体制を整備しております。

【原則3－1】
1．経営理念、経営戦略、経営計画等について （原則3－1(ⅰ)）
経営理念、経営戦略、経営計画等につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
当社ホームページＵＲＬ https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp

2．コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について （原則3－1(ⅱ)）
コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1．基本的な考え方」をご参照ください。今後とも、コーポレートガバナンス･コードを踏まえた基本的な考え方や基本方針の整備･充実に努めてまいります。

3．取締役の選任と報酬の決定について （原則3－1(ⅲ)、原則3－1(ⅳ)）
取締役の報酬を決定するにあたっての方針につきましては、本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

4．取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名･解任手続 （原則3－1(ⅴ)）
当社は、当社グループの取締役の人事･報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数

以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。取締役の指名・解任手続については、以下の「取締役の選任に当たっての方針と手続」を、取締役の報酬の決定手続については、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を、「指名・報酬協議会」の体制等については、本報告書「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」を、それぞれご参照ください。
【取締役の選任に当たっての方針と手続】
（1）取締役・CEO及び監査役の資格
・当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
・当社及び子銀行のCEOは、取締役の中から、CEOとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。
・当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。
（2）取締役・CEO及び監査役の指名手続
・当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。
・子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
・当社及び子銀行のCEOは、各社の取締役の中から、CEOの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
・当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会で審議の上決定しております。
・子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
（3）取締役・CEOの解任手続
・当社及び子銀行の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定します。
＜取締役の解任基準＞
ⅰ）反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合
ⅱ）法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合
ⅲ）職務執行に著しい支障が生じた場合
ⅳ）取締役の資格に定める資質が認められない場合
（4）候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め
「指名・報酬協議会」が、取締役・CEO候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

【補充原則４－１－１】
取締役会では、各種法令、取締役会規程などに従い経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、取締役会決議事項以外の業務執行については、社内規定により経営陣に委任しております。また、取締役会は委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

【補充原則４－１－３】
当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上で、最高経営責任者（CEO）の後継者の育成を当社取締役会における最重要課題の一つとして捉え、様々なバックグラウンドを有する人材を執行役員や幹部級職員として登用し、中長期的な視点から経営を担う人材を育成しております。また、取締役会においてCEOの選定基準を制定し、CEOの後継者候補を含む経営を担う人材の育成について、社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬協議会での意見交換等を経て、取締役会において定期的に確認・検討する体制としております。なお、当社グループにおいては、後継者計画の対象を当社社長と子銀行頭取としております。
【補充原則４－２－１】
当社グループでは、当社及び子銀行の取締役（社外取締役を除く）・委任契約を締結している執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬とを組合わせた報酬としております。
業績連動型報酬制度の概要につきましては、本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
【補充原則４－３－２、補充原則４－３－３】
CEOの選任及び解任の手続につきましては、上記原則３－１（ⅴ）「取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続」をご参照ください。

【原則４－８】
当社は、8名の取締役のうち、3名を社外取締役としております。社外取締役は、公認会計士としての専門的知識や一般事業会社における経営の経験、中小企業支援に関する豊富な経験などをもとに、当社の経営全般に関して独立した立場から的確な助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。

【原則４－９】
当社グループは、以下のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

当社グループは、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。
1．(1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。
(2)社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。
(3)当社グループの役員等（注2）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2．当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3．(1)当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。
(2)当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該

会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。
(3)当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または、当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4．当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5．現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6．弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。

7．その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
（注4）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

【補充原則4－10－1】
当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の「指名・報酬協議会」を設置しております。指名・報酬協議会の概要等は、「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」をご参照ください。

【原則4－11、補充原則4－11－1】
当社では「取締役の選任と報酬を決定するに当たっての方針と手続について」を制定し、取締役候補者は優れた人格・見識・能力および豊富な経験等を有する者を選定し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する観点から、性別・国籍・年齢等の区別なく、様々なバックグラウンドを有する人材を登用することで、取締役会の全体としてのバランス、多様性を確保しております。また、監査役候補者は優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有した者を選定しております。
上記【原則3－1】4．「取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手順」をご参照ください。

【補充原則4－11－2】
当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ取締役・監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集のご通知」等において毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】
当社では、取締役に対し取締役会の実効性についての自己評価を実施し、その結果等を踏まえて取締役会メンバーにて協議を行うことで、取締役会全体の実効性向上を図ることとしております。2019年度は、「取締役会の運営」、「取締役会での適切な審議状況」、「経営課題に対する改善策」について各取締役・監査役（社外含む）に対してアンケート方式による自己評価を行い、その結果を取りまとめ取締役会において評価及び分析を行いました。
評価の結果、当社取締役会における戦略の議論や監督・監視機能等、取締役会全体の実効性は相応に確保されていると考えております。一方で個別には、審議時間を確保するためのメリハリを付けた運営、経営課題に対する改善策の議論の活性化が必要という意見もありました。
当社取締役会ではこのような評価結果に対し、従来以上に取締役会において本質的な議論を行うために、取締役会における経営課題の明確化と課題解決に向けた議論の活性化を図ることで、取締役会の実効性を更に向上しガバナンスの強化に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役・監査役が企業価値向上に向けて期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解や共有を深めるとともに、経済情勢、法令遵守、コーポレートガバナンス等必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努められるよう、外部講師・専門家による役員研修等を定期的・継続的に行っております。新任役員については、就任前に企業理念、経営方針等についての理解を深める研修を行うとともに、新任社外取締役に対しても業界動向や当社の概要等について詳細な説明を行っております。
また、取締役のほか執行役員、幹部級職員については経済情勢、法令遵守、コーポレートガバナンス等必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努められるよう体制を整備し、定期的・継続的な研修を行っております。

【原則5－1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために以下の取組みを行っております。
本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の、「2．IRに関する活動状況」及び「3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」をご参照ください。

【原則5－2】
当社は、当社グループの資本コストを把握した上で、資本政策の基本方針を策定・開示しております。また、利益計画の策定に際しては、当社グループの資本コストを意識し、当社グループが中長期的に目指す計数等を公表するとともに、中期経営計画における主要施策等について、ステークホルダーの皆さまに分かりやすい説明を行うよう努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）

三井住友信託銀行株式会社	2,290,600	7.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,261,100	7.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,304,300	4.28
東京都	1,197,889	3.93
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	1,003,348	3.29
株式会社マースグループホールディングス	590,200	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	568,100	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	541,800	1.77
株式会社みずほ銀行	509,607	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	374,959	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三浦　隆治	公認会計士											
髙橋　ゆき	他の会社の出身者											
西尾　昇治	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦　隆治	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	公認会計士としての高度な専門知識に加え金融行政当局での勤務経験も有しており、企業経営者としても豊富な経験を有するなど、同氏の経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第４項第５号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。

髙橋　ゆき	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職を務めており、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し選任しております。なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。
西尾　昇治	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	東京商工会議所で常務理事を務め、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しており、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の「指名・報酬協議会」を設置しております。「指名・報酬協議会」は、当社規程により、取締役4名以内で構成し、そのうち2名以上は社外取締役としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、定期的な会議の出席の他、適宜意見及び情報交換を行うことで、緊密な連携を保つ体制としております。また、内部統制部門から監査役監査は定期的な会議における説明・報告や補足資料の提供を受け、会計監査は必要に応じ説明や補足資料の提供を受ける体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲葉　喜子	公認会計士													
東道　佳代	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)　更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲葉　喜子	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	公認会計士としての高度な専門知識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
東道　佳代	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。 また、株式会社きらぼし銀行は、同氏が所属する光和総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談を行っておりますが、同法律事務所及び同氏の間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。	法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループ取締役（社外取締役を除く）・委任契約を締結している執行役員の報酬については、基本報酬に加え、中長期的な業績と連動する株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬を組合わせた報酬としています。業績連動型報酬の内容等については、本報告書の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

ア.取締役の報酬を決定するに当たっての方針
当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を想像していくという考え方に基づき、迅速・果断な意思決定を行ってまいります。
このような考え方のもと、当社グループ取締役(社外取締役を除く)・委任契約を締結している執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬とを組合わせた報酬としています。
2018年3月に策定した中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」は、東京きらぼしフィナンシャルグループの中長期的なビジョンを掲げたものです。
当社グループでは従来以上に人材育成に注力し、一人ひとりが創意工夫により人間性を高め、お客さまとの対話を出来る体制を整備してまいります。
本計画では当社グループの経営理念、経営方針をもとに、「対話力」を高めお客さまを深く理解することで課題を共有し、課題解決に向けた提案を行い、お客さまからの信頼を得て最初にご相談いただける銀行を目指すことを一番に考えて策定しております。
このため当社グループでは、社員一人ひとりが積極果断に考動出来るよう従来以上に人材育成に努め、お客さまとの「対話力」を高め、グループ一丸となってお客さまの心に残るサービスを提供してまいります。
業績に連動する指標には、本中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが本計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値の向上を図ってまいります。

イ.報酬の種類
当社の取締役(社外取締役を除く)が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、経営計画の中長期的な目標計数等に連動する株式報酬と経営計画の短期的な目標計数等に連動する現金報酬から構成されます。
但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。
なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動型報酬制度の対象となっておりません。

ウ.取締役の報酬を決定する手続
当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。
「指名・報酬協議会」は、当社取締役の中から選任した委員4名以内(そのうち2名以上は社外取締役)で構成し、委員長は社外取締役が務めております。
ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動の方法等を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。
子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に子銀行の取締役会で決定しております。
なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会の重要な議案について、事前説明や補足資料の提供を行うなどのサポート体制を確保しております。
また、社外監査役へのサポートとして、監査役補助者を配属し、監査役の業務の補助を行う体制とするとともに、取締役会の重要な議案については、必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどのサポート体制を確保しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行、監督の機能
イ.取締役・取締役会
取締役会は、取締役8名(社外取締役3名を含む)で構成し、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催できる体制とすることで、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。
ロ.指名・報酬協議会
取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の指名・報酬協議会を設置しております。指名・報酬協議会は、取締役会の決議によって選任された取締役4名以内(うち社外取締役2名以上)で構成し、当社及び子銀行の取締役人事、選解任、並びに取締役の報酬額について検討し、検討結果を各社の取締役会へ報告しております。

ハ. 経営会議
取締役会の下に、取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催することとしており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受ける体制としております。
ニ. 委員会
経営会議の下部組織として、重要な経営課題の分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「ALM委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を構築しております。各委員会は規則に基づき定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催することとしております。

(2) 監査・監督の機能
イ. 監査役・監査役会
監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役(社外監査役) 2名で構成されております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人等と緊密な連携を保ち、代表取締役等との間においても定期的な会合を通じ監査上の重要課題等について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。
ロ. 内部監査
当社グループ内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「年度内部監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を定期的に行っております。
ハ. 会計監査
EY新日本有限責任監査法人が会計監査業務を執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役・監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（英文）を、東京証券取引所ホームページ上の当社情報欄に掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示に関する基本的な考え方」等からなる「情報開示方針」を制定しております。「情報開示方針」の内容の詳細につきましては、本報告書の「その他【適時開示体制】」をご参照ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年度は、7月18日、10月15日、1月14日、2月4日に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に会社説明会等を開催しております。 2020年度は6月9日に動画配信にて開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外IRは海外投資家の動向等を考慮しつつ適宜実施していく方針である他、海外投資家の来日のタイミングでの個別IRや、ＴＶ電話の活用、東京に拠点を置く海外投資家とのIRを強化していく方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに各種資料を掲載しております。 https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp 掲載資料の種類：財務情報、ニュースリリース、会社説明会資料、会社説明会(動画)、統合報告書、ディスクロージャー誌等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する責任者 ： 経営企画部担当役員 IRに関する担当部署 ： 経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会に貢献します。」という経営理念を掲げ、ステークホルダーの皆さまとともに持続的に成長することを通じ、首都圏においてお客さまから真に愛される地域Ｎｏ．１の都市型地銀グループを目指します。その実現のために、ステークホルダーの皆さまが当社の実態を正確に認識できるよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めることを経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、ＣＳＲ活動やＳＤＧｓへの取組みを下記のとおり行っております。 ①ＣＳＲ活動 経営理念に則り、「地域経済への貢献」「地域社会への貢献」「環境問題への取組み」の3つを行動指針と定め、以下のような取組みを実施しております。 【地域経済への貢献】 1．本業支援、ビジネスマッチング展示・商談会、事業承継、海外展開支援、経営相談等、金融の円滑化及び地域の活性化への対応等の地域密着型金融への取組み。 2．神奈川県相模原市、東京都稲城市と新たに包括連携協定を締結するなど東京都等の地方公共団体や関連団体などと連携した中小企業等の振興や課題解決、活性化に向けた取組み。 3．東京都等の地方公共団体や関連団体などと連携した創業者・起業家に対する支援強化。 4．新型コロナウイルスの感染拡大に伴う企業への金融支援機能の強化（緊急融資制度の推進、「融資相談窓口」の拡充、行政機関や公的金融機関との連携、制度融資の活用など）や令和元年台風等被害広域振興支援ファンドへの参画。 【地域社会への貢献】 1．Jリーグ「FC東京」を運営する東京フットボールクラブ株式会社との連携や、生活環境を安定させながら競技活動に集中したいトップアスリートの採用等によるスポーツ振興。 2．日本サッカー協会（JFA）の「ＪＦＡこころのプロジェクト」への協賛による学生・子どもたちへの教育支援、東京都立大学との産学連携による寄附講座（きらぼし銀行金融アカデミー）の開催。 3．紀尾井ホールを拠点として活動している公益財団法人日本製鉄文化財団や公益財団法人東京都交響楽団への協賛による地域の芸術・文化活動への取組み。 【環境問題への取組み】 1．グリーンボンド・グリーンファイナンスへの投資、Ｊ－クレジット制度を活用した外部機関との連携。 2．CO2削減を目指し、太陽光発電や雨水利用、屋上緑化設備などの環境設備の導入や、環境保全につながる金融商品やサービスの提供など、事業活動を通じた地球温暖化対策への取組み。 3．フィンテックを活用した金融取引による省資源・省エネルギー化、業務の効率化・生産性向上による環境負荷軽減への取組み。 4．東京都農林水産振興財団が東京都とともに進める「花粉の少ない森づくり運動」に賛同し、「企業の森・きらぼしの森」森林整備に関する協定の締結、植樹活動を通じた職員の環境教育の推進。 ②SDGsへの取組み 国連が提唱するＳＤＧｓの達成に貢献するため、「東京きらぼしフィナンシャルグループ ＳＤＧｓ宣言」を策定し、ＣＳＲの3つの行動指針と親和性の高い下記5つの項目を主要テーマとし、持続可能な社会の実現と社会との共通価値の創造に努めております。 1．環境保全 2．地域社会への貢献 3．お客さまとの共通価値の創造 4．職員の働き方改革と、ダイバーシティの推進 5．株主・投資家との対話
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆さまに対する適時・適切かつ分かりやすい情報の開示・提供に向けた「情報開示方針」を制定し、公正・公平な情報開示に努めております。「情報開示方針」の内容の詳細については、本報告書「その他［適時開示体制］」をご参照ください。 また、株主の皆さまから頂いたご意見等に対しては、適時適切に経営陣へ報告することにより情報の共有に努め、企業価値向上を図ってまいります。 重要な会社情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規則として「インサイダー取引未然防止管理規則」を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

その他	1．働き方改革への取組み 当社グループでは、「きらりと光る銀行」「チャレンジする銀行」「思いをつなぐ銀行」を実現するため、創意工夫により課題解決に取り組み、常に挑戦する人材を育成していくため、働き方改革への取組みにより、業務の生産性向上を図り、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまに貢献できるよう努めております。 2．女性の活躍促進を含む多様性の確保 当社グループでは、女性の社外取締役や社外監査役の登用をはじめ、支店長を含む管理職など、意欲・能力のある女性職員が活躍できる場を積極的に拡大し、その能力を十分に発揮できる職場作りに取り組んでおります。 当社グループは、きらぼし銀行にダイバーシティ推進室を設置し、女性活躍を始めとした組織の多様性を積極的に推進しています。女性のキャリアに対する課題認識・改善を図るための「Woman ’ sinclusion情報交換会」や「社外取締役との交流会」等の実施により、女性が高いモチベーションを維持しながら安心して働ける職場環境を整備しております。また、ワーク・ライフ・バランスの推進やＥＳ向上への取組みを通じて、地域Ｎｏ．１の金融機関を目指すとともに、今後ともお客さまに、より質の高い総合金融サービスの提供に努めてまいります。 ＜きらぼし銀行等の当社グループでの主な取組み＞ 【女性の活躍推進】 ・管理職登用に向けた意識の醸成を図るため「Woman ’ sinclusion情報交換会」、「社外取締役との交流会」の開催 【仕事と家庭の両立支援】 ・育児休業期間を最長満3歳まで延長、休業期間中の給与支給日数を3日間から5日間へ変更、育児時の時短勤務や短期育児休業の対象を小学校3年生まで延長等による仕事と育児の両立を図るための制度の充実 ・「男性育児休業取得100%宣言」を実施、男性の育児参画により相互理解を図り、男女共に働きやすい環境を整備、2019年度男性育児休業取得率14.9%、平均取得日数28.4日（2019年度中に子供が誕生した職員のうち、該当年度中に育児休業を取得した者の割合） ・年次有給休暇の取得促進、2019年度取得率63.0%、平均取得日数12.3日 ・制度利用にあたっての「相互理解」や「相互扶助」を育む両立支援ガイドブック（育児編）、（介護編）の作成、育児休業者向け「復職支援セミナー」の開催、介護の基礎知識、職場内での介護者への対応を学ぶ「ナイスライフセミナー」（介護及びライフプランセミナー）の開催 ・テレワーク（モバイルワーク）の導入、在宅勤務・フレックスタイム制の試行開始 ・結婚、出産等により退職した職員を一定の要件のもと再雇用する「ジョブ・リターン制度」の制定等 ≪女性登用の状況≫ ・女性管理職登用数145名、登用率14.4% ・女性課長代理級以上登用数306名、登用率21.3% ≪女性の管理職登用に関する数値目標≫ 2021年3月31日までに課長代理級以上に占める女性比率を18%とする 3．その他 ・2018年12月、女性活躍促進法に基づく優良企業認定マーク「えるぼし」（最上位）を取得いたしました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
(2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
(3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
(4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
(5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
(6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
(7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。
(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5．当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
(4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保する。
(5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
(6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
(7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7．前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあること

を発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、以下の基本方針を遵守し、責任ある健全な業務運営を確保します。
(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、組織として対応し、毅然とした姿勢を貫きます。
(2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携強化に努めます。
(3) 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
(4) 反社会的勢力により不当な要求等を受けた場合は、民事及び刑事の法的対応を行うなど、断固として拒絶します。
(5) 反社会的勢力に対しては、資金提供や利益供与は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、反社会的勢力等との関係を遮断するために、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力への対応に係る基本規則」を制定し体制を整備しております。また、リスク管理部において反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当社及びグループ会社は、反社会的勢力に関する情報の収集・共有化に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

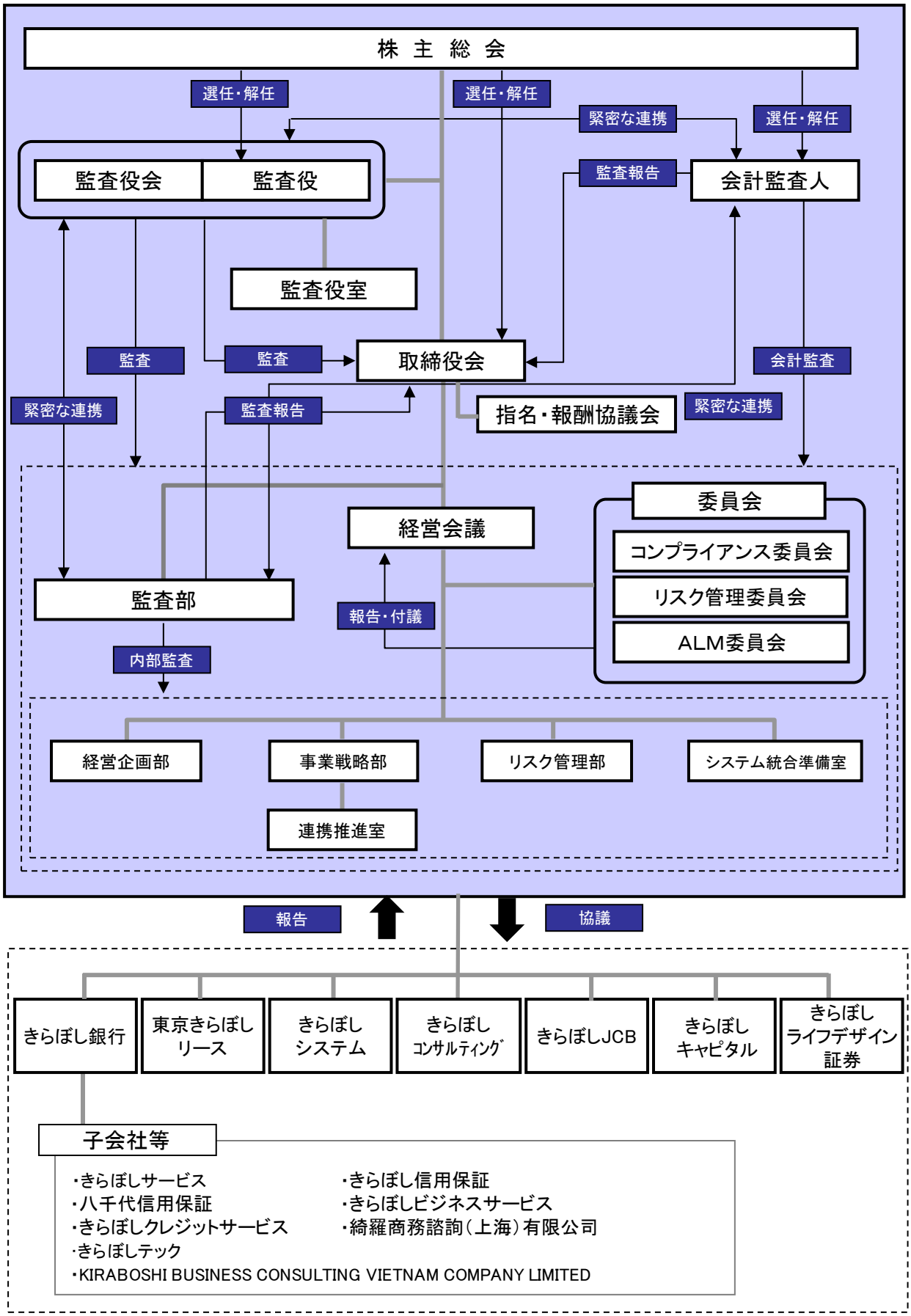
○買収防衛策についての考え方
当社では買収防衛策を導入しておりません。株主、地域の皆さまをはじめとするステークホルダーとの信頼関係を深め、中長期的な関係を築いていくことにより、企業価値向上を図ることが重要であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に係る社内体制については、以下をご参照下さい。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2020年6月26日現在



【適時開示体制】

＜情報開示方針＞

〇情報開示に関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念「首都圏における中小企業や個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」のもと、お客さま・株主・地域社会等の皆さまからの信頼・評価を高めるため、財務情報のほか、経営戦略や経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報についても、適時・適切かつ分かりやすい情報の開示・提供に取り組みます。

また、当社グループは、法令および規則等に定める方法に加え、当社ホームページの活用などにより、公正・公平な情報開示に努めます。

〇開示情報の対象

当社グループは、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則、およびその他の法令等を遵守し、適切な重要情報の開示に努めます。また、お客さま・株主。・地域社会等の皆さまに当社グループを理解していただくために有効と思われる会社情報について、積極的な開示に努めます。

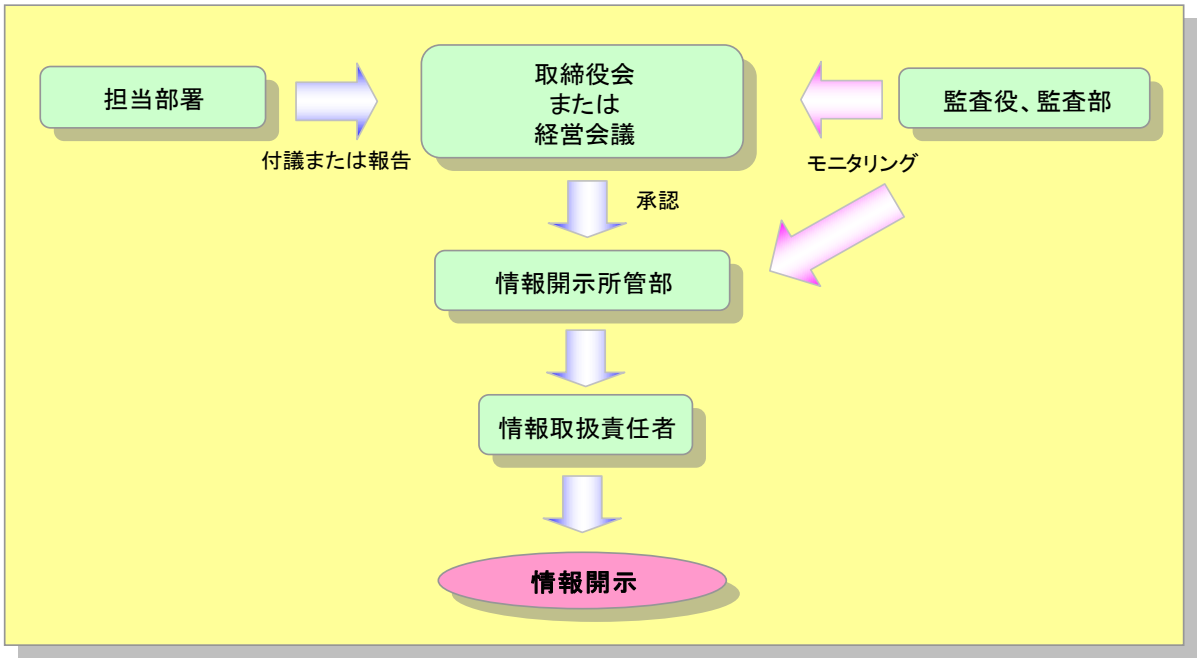
〇社内体制の整備について

当社グループは、本情報開示方針を実践するため、必要となる社内体制の整備に努めます。

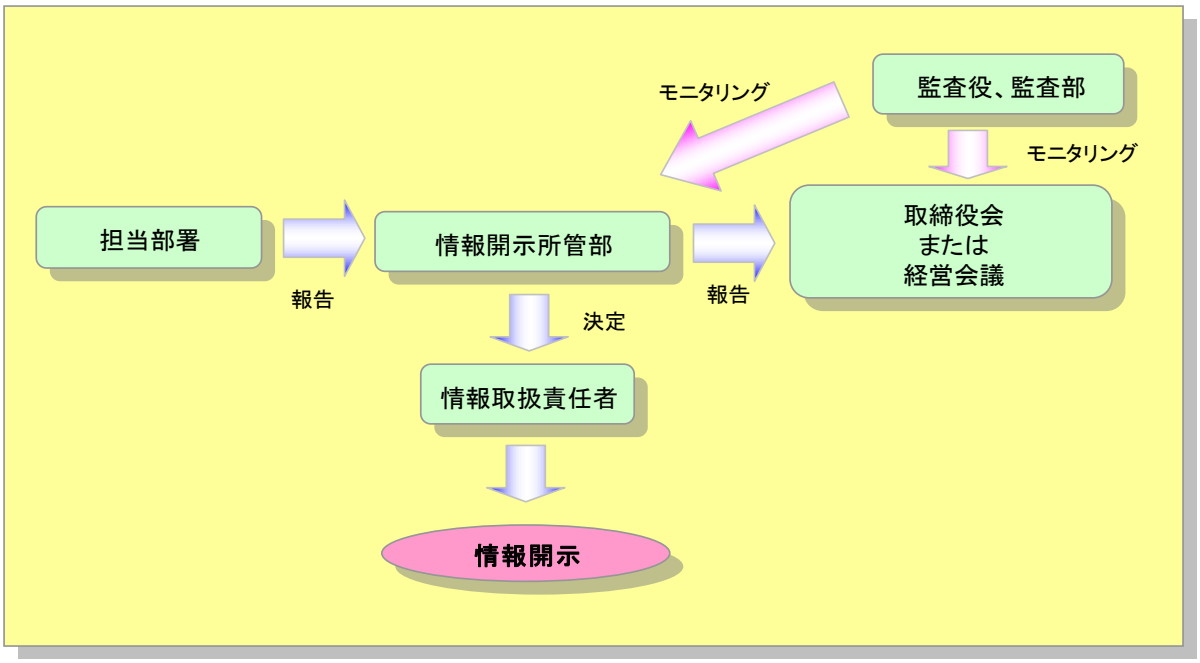
〇将来予測に関する事項について

当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。これらの将来予測の記述は、将来の業績が記述どおりに達成されることを保証するものではなく、一定のリスクや不確実性が含まれております。

（1）決定事実及び決算等に関する情報



（2）発生事実に関する情報



・情報取扱責任者　：　経営企画部担当役員
・情報開示所管部　：　経営企画部